

富士フイルム **PBC** オンラインサービス
利用約款

令和 7 年 12 月 19 日
富士フイルムPBC株式会社

(利用約款)

第1条 富士フイルムPBC株式会社(以下「当社」という。)は、この 富士フイルム PBC オンラインサービス 利用約款(以下「本約款」という。)を定め、これにより 富士フイルム PBC オンラインサービス(以下「本サービス」という。)を提供するものとします。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本サービスの利用にかかわる一切に適用されるものとします。契約者と当社との間では、本約款の定めに従い、本サービスの利用契約(以下「本契約」という。)が成立するものとします。

(本約款の変更)

第3条 当社は、本約款を契約者の承諾なく変更できるものとします。当該変更内容(料金その他の提供条件を含みます)は、インターネット上の当社所定の Web ページ内に提示されるか、または、当社が適当と判断する方法(E メール、書面による通知等)で、予め合理的な告知期間を設けたうえで契約者に通知され、当該通知で定めた効力発生日から効力を生じるものとします。当社は、契約者より届け出を受けた住所／メールアドレス宛に通知を発送すれば足り、当該通知が到達しなかった場合であっても、通常到達するであろう時をもって契約者に到達したものとみなすものとし、以下通知をする場合は同様の取扱いをするものとします。

(用語の定義)

第4条 本約款における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「契約者」とは、本約款に同意のうえ、当社との間で本契約を締結した者をいいます。
- (2) 「利用者」とは、契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスの利用を契約者より許諾された者をいいます。
- (3) 「サブスクリプション」とは、マイクロソフトのオンラインサービスを所定期間(1 か月間または 12 か月間など)使用するための使用权をいいます。
- (4) 「サービス開始日」とは、サブスクリプションが作成された日をいいます。
- (5) 「料金月」とは、顧客に課金が発生する1か月単位の期間のことをいい、初回の料金月は、サービス開始日を起算点とします。
- (6) 「ID 等」とは、当社が契約者に付与する ID、初期設定パスワード、その他本サービスを利用するために当社が契約者に対して付与する記号または番号をいいます。
- (7) 「非マイクロソフト製品」とは、マイクロソフトのオンラインサービスにおいて提供されている、サードパーティー製またはサードパーティーブランドの、ソフトウェア、データ、サービス、ウェブサイトまたはその他の製品及びマイクロソフト製品に組み込まれた他社製品をいいます。

(マイクロソフトとの関係等)

第5条 本サービスは、日本マイクロソフト株式会社(以下「マイクロソフト」という。)が提供する「マイクロソフト オンライン サービス」を利用したものです。契約者は、マイクロソフトが提供する「マイクロソフト オンライン サービス」の内容に変更があった場合には、当該変更に応じて本サービスの内容にも変更が生じることにつきあらかじめ了解するものとします。

2. 契約者は、本約款に別段の定めのない限り、「マイクロソフト オンライン サービス」の利用に関して

マイクロソフトが定めるマイクロソフト顧客契約、製品ライセンス条項、その他の一切の利用規約が定める利用条件を遵守するものとします。

- (1) マイクロソフト顧客契約はこちらに掲載されています。

<https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement>

- (2) 製品ライセンス条項はこちらに掲載されています。

<https://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/product-licensing#PT>

3. 前項の Web サイトは、マイクロソフトにより事前の予告なく変更されることがあります。
4. 当社は、契約者が本約款の全ての定めを遵守することを条件として、本契約が存続する間、当社がマイクロソフトからクラウド ソリューション プロバイダー プログラム(以下「CSP」という。)に従い許諾を受けた「マイクロソフト オンライン サービス」の利用に関するライセンスの範囲内で、契約者に対して本サービスを提供するものとします。契約者は、当社がマイクロソフトから CSP に従い許諾を受けた「マイクロソフト オンライン サービス」の利用に関するライセンスの範囲を超えて、当社から「マイクロソフト オンライン サービス」の利用に関する何らかの権利を取得することはないものとします。

(契約の申込)

第6条 本サービスの利用希望者(以下「申込者」という。)は、本約款の内容を承諾したうえで、当社が定める方法により、本サービス利用のための申込みを行うものとします。

2. 前項の申込みを行うことによって、当社は、申込者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。

(契約の承諾)

第7条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾するものとします。

2. 当社は、前項に定める承諾をしたときは、第6条に基づきサブスクリプションを設定し、設定内容を申込者に通知するものとします。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本契約を締結しないことがあるものとします。
- (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 申込者が本約款に違反するおそれがあるとき
 - (3) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
 - (4) 申込者が本サービスの利用にかかる料金の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (5) 本サービスの提供が技術上困難なとき
 - (6) 当社の業務の遂行に支障があるときその他当社が不適当と判断したとき
 - (7) マイクロソフトによる承諾が得られないとき

なお、上記の各号のいずれかによるかについて、当社は申込者に開示しないものとします。

(契約の期間)

第8条 本契約におけるサービスの利用期間は、当社が発行する通知書に記載された期間によるものとし、最短利用期間はサービス開始日から 1 ヶ月間とします。なお、契約者または当社から相手方に対

して契約期間満了の 30 日前までにサブスクリプション数量の変更または解約の申し出(書面または当社の定める方法に限る。)がない場合、当社と契約者との本契約は、同一条件で自動的に更新されるものとし、以後本契約の期間満了毎に同様とします。

(契約の解除)

第9条 契約者及び当社は、相手方に関して、次の各号のいずれかに該当する場合、相手方に対し催告その他何らの手続きを要せず、任意の期日を指定して、本契約を解除できるものとします。

- (1) 本契約に違反したとき
 - (2) 相手方又は第三者の機密情報を漏洩等したとき
 - (3) 相手方又は第三者の知的財産権を不正流用したとき
 - (4) 監督官庁から営業の取消・停止の処分を受けたとき
 - (5) 手形交換所の不渡り処分を受けた時、又は支払停止状態に至ったとき
 - (6) 破産、特別清算、民事再生、会社更生、又はこれらに準じる手続の開始の申し立てを受けたとき、若しくはその申し立てを自らなしたとき
 - (7) 解散の株主総会決議をしたとき
 - (8) 財産状態が著しく悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - (9) 反社会的勢力との関わりその他重大な背信行為をしたとき
 - (10) その他本契約に定める義務の履行が期待できないと認められる相当の事由があるとき
2. マイクロソフトに帰する事由により、当社が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、契約者及び当社は、本契約を解除することができるものとします。
- (1) 利用者が本サービスを利用することができなくなり、本サービスに関わる契約の目的を達することができないとき
 - (2) 当社が本サービスを提供することができなくなったとき
- この場合、解除は、その通知が当社から契約者に到着した日にその効力が生じるものとします。
3. 利用者が、本サービスの利用において、当社又は第三者に対し、法令又は公序良俗に違反し不利益を与えるおそれのある場合、当社は、契約者に対し催告その他何らの手続きを要せず任意の期日を指定して、本契約を解除できるものとします。なお、当社は、利用者の行為、情報を監視する義務を負うものではないものとします。
4. 当社の責に帰すべき事由もしくは都合により、本条に基づいて本契約が解除される場合、契約者は、次条に定める違約金を支払うことなく本契約を解除することができるものとします。

(契約の中途解約)

第10条 契約者が、自己の責に帰すべき事由もしくは都合により、契約期間満了日より前に本サービスの全部または一部の解約(以下「中途解約」という。)を申し出た場合、当社は、第2項に定める金額を中途解約料金として請求できるものとします。

2. 中途解約料金は中途解約の対象となるサブスクリプションについての中途解約日から最短利用期間満了日までのサービス利用料金相当額とします。

(本サービスの提供)

第11条 当社は、本約款に基づき善良な管理者の注意義務をもって本サービスを提供するものとします。

2. 本サービスの仕様は、別紙1「富士フイルム PBC オンラインサービス仕様書」のとおりとします。なお、当社は、本サービスの仕様または内容を予告なく変更できるものとします。

(本サービスの利用)

第12条 当社は、契約者に対し、本サービスの利用及び管理に必要な ID 等を付与するものとします。

2. 契約者は、自己に付与された ID 等の使用・管理に一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとします。万一本約款に違反する利用がなされた場合、当社は当該契約者の利用資格を取り消すことができるものとします。
4. 契約者は、本サービスを利用するために必要なハードウェア、ソフトウェア、通信回線その他のコンピューター環境(以下「クライアント環境」という。)を準備し、責任をもって維持するものとします。なお、クライアント環境にかかわる費用の一切は、契約者の負担とします。
5. 本サービスの提供は、クライアント環境から本サービスにネットワーク経由で接続することにより行われるものとします。

(本サービスの利用制限及び停止)

第13条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあり、本サービスの全部又は一部を提供できなくなったときは、利用者への通知等の手続きを要せず本サービスを変更・制限し、又は停止する措置を取ることができるものとします。

2. マイクロソフト及び当社は、法律上もしくは規制上の理由または予期せぬ事由により本サービスを停止する場合があります。なお、当該情報については、インターネット上の所定の Web ページ内に原則として事前に、事前の掲示が困難な場合は事後速やかに掲示するものとします。

(本サービス提供の終了)

第14条 本サービスを構成するマイクロソフトのサービスが終了することとなった場合、当社は利用者に対して事前に通知する事により、本サービスの提供を終了することができるものとします。

(利用料金)

第15条 当社は、当社が定める手段により、各料金月の利用料金を計算するものとします。

2. サービスの利用料金は、サービス開始日が含まれる月を料金月として課金を開始するものとし、利用料金の日割計算は行わないものとします。
3. 契約者は、料金月の途中にサブスクリプションを追加することが出来ます。この場合、追加サブスクリプションのサービス開始日が含まれる月を料金月として課金を開始するものとし、前項に準じて利用料金を計算します。なお、契約者は、本契約の期間中にサブスクリプション数量を減少させることは出来ないものとします。
4. 料金支払いに際しては、料金に消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額等」という。)を付して当社に支払うものとします。なお、消費税額等の算定の際の税率は、当該算定時に税法上有効な税率とします。

(利用料金の支払条件)

第16条 契約者は、前条により計算された各料金月のサービスの利用料金及び消費税等相当額を、以下に定める支払条件に従い、当社に支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。

- (1) 契約者は、当社が個別に定めるサービスの利用期間にかかるサービスの利用料金及び消費税等相当額を、当社が個別に定める支払期日までに支払うものとします。
 - (2) 支払時における金融機関に対する振込手数料などは、契約者の負担とします。
 - (3) 契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%(年365日日割計算)の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。
 - (4) 契約者が利用料金及び消費税等相当額を支払期日までに支払わない場合、当社は契約者に催告のうえ、サービスの提供を停止することがあるものとします。
2. 当社は、当社の判断により支払条件を変更することが出来るものとします。支払条件の変更にあたりは、変更内容および変更適用開始日を記載した書面により、当該変更の 30 日前までに契約者に通知するものとします。
3. 契約者は、前項の通知後に引き続き本サービスを利用した場合、変更後の支払条件に同意したものとみなされます。

(サービスレベル)

第17条 本サービスのサービスレベルについては、マイクロソフトの SLA に準じるものとします。

2. 契約者が、SLA に基づきマイクロソフトへ申し立てを行う場合、契約者は当社に対し、マイクロソフトが当該申し立てを検証するために必要なすべての情報を提出するものとします。
3. マイクロソフトは、いつでもサブスクリプション毎またはサービススペース毎の機能停止を監査する権利を持つものとします。

(損害賠償責任の限定)

第18条 契約者が、本サービスに関して救済を求める場合、当社の損害賠償責任は、請求原因、訴訟形態を問わず、現実が発生した通常かつ直接の損害のみに限られるものとし、かつ、賠償額は賠償義務責任の発生根拠となった行為が行われた日(当該行為が継続して行われた場合は、行為が終了した日)の属する月の利用料金に相当する金額を超えないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は次の事項によって契約者に生じた損害を賠償する責めを負わないものとします。
 - (1) 第9条第2項および同第3項により生じた損害
 - (2) 第13条に定める本サービス提供の利用制限及び停止により生じた損害
 - (3) 第14条に定める当社の本サービス提供の終了により生じた損害
 - (4) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
 - (5) 契約者の逸失利益、及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の支出
 - (6) 本サービスで提供されるソフトウェア・サービスの不具合により生じた損害

(非マイクロソフト製品)

第19条 当社及びマイクロソフトは、非マイクロソフト製品に関して何らの責任も負わないものとします。

2. 当社は、非マイクロソフト製品の価格を変更し、または非マイクロソフト製品をサービスに追加もしくは削除できるものとします。

(自己責任の原則)

第20条 契約者は、本サービスの利用及びその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万が一本サービスの利用に関連し第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して当該契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

(第三者への委託)

第21条 当社は、当社の責任で、本サービスの業務の一部または全部を、第三者に委託することができるものとします。

(機密保持)

第22条 契約者及び当社は、個人情報保護法及び関連する法律・法令を遵守し、個人情報が保護されるように必要な措置をとるものとします。

2. 契約者及び当社は、本契約にかかる情報を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後も第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならないものとします。
3. 契約者は、当社及びマイクロソフトに対し、対象製品・本契約・本契約に定めるサポートサービスを提供するため、対象製品を適切に管理するため、並びに契約者を支援するために、個人データを含む顧客データを収集・使用・移転・公開・その他の方法で処理することを承諾するものとします。

(機密保持の例外)

第23条 当社は、前条にかかわらず、法律に基づき要求される範囲内においてのみ、契約者から取得したデータ、契約者についてのデータまたは契約者に関連するデータにアクセスし、これを法執行機関またはその他の政府機関に対して開示し、また、法執行機関またはその他の政府機関に対してかかるデータへのアクセスを認めるものとします。

2. 機密情報を受領した当事者(以下「受領当事者」という。)は、次の事項に定める情報の公開については、いかなる責任も負わないものとします。
 - (1) 守秘義務を負うことなく受領当事者が既に知っていた情報
 - (2) 他方当事者に対して負っている守秘義務に違反することなく受領当事者が第三者から取得した情報
 - (3) 受領当事者が独自に開発した情報
 - (4) 受領当事者側の故意過失によらずして公知となった情報

(反社会的勢力の排除)

第24条 契約者及び当社は、自己、自己の代表者、自己の責任者もしくは実質的に経営権を有する者(以

下「代表者等」という。)又は自己のその他職員が現在及び将来にわたって次の各号に該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自己、自己の代表者等又は自己のその他職員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)であること
 - (2) 自己の経営に反社会的勢力が実質的に関与していること
 - (3) 自己、自己の代表者等又は自己のその他職員が、自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者(相手方又は相手方のグループ会社もしくは主要取引先の役員・従業員などをいう)に対し、次の①～⑥のいずれかに該当する行為を行うこと
 - ① 自らが、反社会的勢力もしくは反社会的勢力と密接な間柄にある者である旨を伝え、又はその旨を示唆する行為
 - ② 身体・財産への暴力の行使、平穏な環境の破壊などの暴力的行為
 - ③ 暴力的行為を予告し、又は脅迫的言辞を用いて、何某かの対応を要求する行為
 - ④ 法的責任を超えた対応を不当に要求する行為
 - ⑤ 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - ⑥ 風説や偽計、その他詐術を用いて相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為
 - (4) 自己、自己の代表者等又は自己のその他職員について次の①～③のいずれかに該当する可能性があること
 - ① 反社会的勢力を利用・使用し、又は反社会的勢力と知りながら取引を行っている
 - ② 反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与するなどの関与をしている
 - ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している
2. 契約者及び当社は、相手方、相手方の代表者等又は相手方のその他職員が、前項各号の一に該当する場合、相手方に何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 3. 契約者及び当社は、相手方又は相手方の代表者等が、過去において、反社会的勢力であったことが判明した場合、相手方に何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 4. 契約者及び当社は、自己の取引先、取引先の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者(以下「取引先の代表者等」という。)又は本契約の履行のために自己もしくはその取引先が使用する者(以下「その他関係者」という。)が、現在及び将来にわたって第1項各号の一に該当しないことを確約するものとします。
 5. 契約者及び当社は、自己の取引先、取引先の代表者等又はその他関係者が、第1項各号の一に該当することを知った場合、すみやかに相手方にその旨を報告するとともに、その者との契約解除その他関係解消に向けた是正措置を講ずるものとします。
 6. 契約者及び当社は、前項による報告を相手方から受けた場合又は自ら前項にいう該当の事実を知った場合、何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、契約解除の有無にかかわらず、契約者及び当社は相手方に対し、期間を定めて前項に定める是正措置を求めることができるものとします。

(地位の承継)

第25条 契約者又は当社において、合併その他法令上当然に生じる包括的地位の承継があったときは、その地位を承継する法人は、承継の日から6ヶ月以内に承継した事を証明する書類を添えて、その旨を書面により相手方に通知するものとします。

(商号等の変更)

第26条 契約者及び当社は、その商号又は住所に変更があったときは、その旨を書面により速やかに相手方に通知するものとします。

(協議)

第27条 本約款の解釈又は本約款に定めのない事項につき疑義が生じた場合、契約者及び当社は、誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

(可分性)

第28条 本約款のいずれかの条項が裁判所により違法、無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の他の条項は引き続き有効とし、また本約款は問題となった条項が最大限有効になるよう修正されるものとします。

(権利放棄)

第29条 本契約の違反につき権利放棄がなされても、それは別の契約違反に対しても権利放棄することを意味するものではないものとします。いかなる権利放棄も、権利を放棄する当事者の正当な権限を有する代表者が署名または記名押印した書面によってのみ行うことができるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第30条 本約款の解釈及び履行は、日本国の法律に準拠するものとし、本約款に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

令和7年12月19日制定

富士フイルム PBC オンラインサービス 仕様書

本仕様書は、日本マイクロソフト株式会社(以下「マイクロソフト」という)よりマイクロソフト クラウド ソリューション プロバイダー プログラム(以下「CSP」という)で提供される製品(以下「CSP 製品」という)に関して、富士フイルムPBC株式会社(以下「当社」といいます)がお客様に対し提供するオンラインサービス(以下「本サービス」といいます)の内容及び条件について定めたものです。

1. 本サービスの対象

本サービスの対象となる製品は、以下に定める CSP 製品とします。

CSP 製品名
Dynamics 365
Power Platform
Microsoft 365
Windows 365
Microsoft Azure
Software in CSP

2. サービスの内容

(1) サブスクリプションの提供

富士フイルム PBC オンラインサービス ライセンスオーダーシート(以下、「オーダーシート」という)の内容に従い、CSP 製品を提供します。提供範囲についてはオーダーシートの「ご契約内容」にてお申し込み頂いたサービスを対象といたします。

(2) 標準サービスの提供

CSP 製品に関するお問い合わせについて、ご担当者さま(※1)からメールにて受け付けるものとします。お問合せ対象については申込書の「オーダーシート」にてお申し込み頂いたサービスを対象といたします。

※1.「ご担当者さま」とは、申込書のお問合せ・ご連絡窓口欄に、記載されている方をいいます。

3. お問い合わせ先

メールアドレス	dgi-fbds-SalesSupport@fujifilm.com
対応時間	当社営業日 10 時 00 分～17 時 00 分 (月～金、ただし、祝日及び当社の休日を除く)

以上